

## 質問 1

Q 仕様書に関して

P2-11. 業務の管理(2)に関して、2行目の「なお、配置する技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士（総合技術管理部門（衛生工学一般廃棄物管理）又は、衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有する者であること。」となっていますが、「配置する技術者」とは、技術者全員ではなく管理技術者及び担当技術責任者の2名であると解釈してよろしいですか。

A 管理技術者、照査技術者及び担当技術責任者の3名は技術士資格が必要です。

新ごみ処理施設整備に係る事業者選定等支援業務体躯の公募型プロポーザル実施要領 P2 3.（8） 参照

質問 2 「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定等支援業務体躯の公募型プロポーザル実施要領」の P2 3.（8）① について、ア、イの技術士の資格は、旧制度の廃棄物関係も認められるとの認識でよろしいでしょうか。

A お見込のとおりです。

質問 3 「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定等支援業務体躯の公募型プロポーザル実施要領」の P6 12.（3）において、オンライン可能とありますが、対面での出席者は3名までで、その他オンラインでの出席も可能との認識でよろしいでしょうか。または、管理技術者、担当技術責任者を含めて3名までがオンラインによるプレゼンも可ということでしょうか。

A プレゼンテーション出席者は3人以内で、3名中の1名又は2名がオンラインでの出席も可能です。

質問4 「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定等支援業務委託の公募型プロポーザル実施要領」関連でございますが、共同提案は可能でしょうか。また、この時、代表企業と非代表企業において技術者の割合の設定はありますか。

A 共同提案は想定しておりません。

共同提案は複合的な業務に対し有効であると認識しており、今回のような単独実施可能な業務の場合、企業間での齟齬や責任範囲の問題などのデメリットのほうが大きいと考えます。

質問5 事業者選定委員会に御出席の委員は決定されていますか？

A プロポーザル審査会については、組合及び構成市町環境担当職員により構成されております。